

(案)

平成29年度実施施策に係る事前分析表

平成 29 年 12 月
金 融 庁

目 次

基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

- 施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 施策Ⅰ－３ 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・ 5

基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

- 施策Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 施策Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・ 9

基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

- 施策Ⅲ－１ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化・・・・・・・・・・ 13
- 施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施・・・・・・・・・・ 16
- 施策Ⅲ－３ 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備・・・・・・・・ 19

(横断的施策)

- 1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 業務継続体制の確立と災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 その他の横断的施策・・ 26

(金融庁の行政運営・組織の改革)

- 1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 検査・監督の見直し・・ 31
- 3 金融行政を担う人材育成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(施策 I-1)

<p>施策名</p>	<p>マクロブルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施</p>		<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 グローバルブルーデンス室、地域金融ブルーデンス室、マクロ分析室 監督局 総務課監督調査室、総務課、総務課健全性基準室、総務課協同組織 金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二 課、保険課、証券課 検査局 総務課</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>グローバルなマクロ経済・金融市場動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金の流れ等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング(監督・検査)を実施する。 特に、我が国金融システムが低金利環境の継続と金利上昇の両方向のリスクや、IT技術の変化等を踏まえた競争環境の構造的な変化などに直面していることを踏まえ、金融機関の持続的なビジネスモデルの構築、経済・市場環境の変化への適切な対応、金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮、についてモニタリングを実施する。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生 の増大のためには、金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全 性の確保が必要である。 【根拠】 ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・金融モニタリング有識者会議報告書(平成29年3月17日) ・「日本再興戦略」改訂2016(28年6月2日閣議決定) ・G20 サントペテルブルク・サミット首脳宣言(25年9月6日) ・G20 サミット首脳宣言・行動計画(20年11月15日) ・平成29事務年度 金融行政方針(29年11月10日)</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保</p>			<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年6月</p>
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>1 [主要]金融行政方針に基づくマクロブルーデンスの取組</p>	<p>金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析</p>	<p>29年度</p>	<p>金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析することが、金融機関の健全性の維持・向上において重要であるため、指標を設定した。</p>		
<p>2 [主要]金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施状況</p>	<p>金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施</p>	<p>29年度</p>	<p>モニタリング担当部局(検査局、監督局等)が緊密に連携し、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施していくことが、金融機関の健全性の維持・向上において重要であるため、指標を設定した。</p>		
<p>3 [主要]金融機関のリスク管理の高度化</p>	<p>金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証</p>	<p>29年度</p>	<p>金融機関の健全性を確保するためには、金融システムの潜在的リスクの分析や金融機関の株式・金利リスクの管理体制等の検証等を通じて、金融機関のリスク管理の高度化を図ることが重要であることから、指標を設定した。</p>		

4	[主要]各業態の健全性指標	28年度 各業態の 比率の水準維持	29年度	当該指標は金融機関の健全性を示すものである。29年度も今年度の水準を維持すれば、健全性が確保されているとすることができるため、指標を設定した。
5	既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施	既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施	29年度	金融機関の業務や取引が複雑化する中、金融機関が抱えるリスクをより精緻に把握することで、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促す必要があるため、指標を設定した。
6	グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施	29年度	グローバルなシステム上重要な銀行等に対し、マクロプルーデンスの取組みを踏まえ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等を促すことが重要であるため、指標を設定した。
7	国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施	29年度	国内で活動する金融機関について、リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面から適切な戦略となっているのか、また、外部環境の変化に対して機動的に対応可能な経営管理・リスク管理が行われているか等との観点から、リスク管理及びリスクテイク戦略の高度化を促すため、指標を設定した。
8	大手証券会社グループに対する適切な監督	ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営管理・リスク管理等の向上に向けたモニタリングを実施	29年度	大手証券会社グループについては、グループ全体としての経営管理・リスク管理の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。
9	大規模な保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督	ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証	29年度	グループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)				
(1) 金融機関等検査経費	303 (116)	210 (104)	243	215	2	銀行法その他法令に基づき、金融機関の財務の健全性や適切な業務運営等を確保するために実施する検査に必要な経費。	—	
(2) 金融検査に関する広報経費	6 (-)	1 (-)	1	1	2	金融検査手法の向上や、金融検査に関する情報を周知・広報(パンフレット作成、翻訳等)するために使用する経費。	—	

(3) ・モニタリング支援情報整備・活用経費	- (-)	6 (6)	38	55	2	マイクロ/マクロ・ブルーデンスの両立といった観点を含め、実効性あるモニタリングを実現するために金融機関等から徴求すべきデータの検討や当局の体制の見直しを行うための経費。	0001
(4) ・リスク計測参照モデル関係経費	23 (23)	23 (23)	22	22	2	検査において、被検査金融機関のリスク計測手法を実証的に検証するためのシステム保守・運用関係経費。	0001
(5) ・デジタルフォレンジック関連システム経費	8 (8)	5 (4)	5	5	2	検査において、電子データで作成された資料を検証する際に活用するデジタルフォレンジック機器等の保守・運用関係経費。	0001
(6) ・自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費	5 (4)	5 (3)	5	4	5	自己資本比率規制に係る高度なリスク計測手法の採用を承認した金融機関及び承認を希望する金融機関からの報告内容の分析・検証等に必要な経費。	0001
施策の予算額・執行額	339 (151)	250 (140)	314	302		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)、G20 サミット首脳宣言・行動計画(平成20年11月15日)、G20 サнктペテルブルク・サミット首脳宣言(平成25年9月6日)	

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(施策 I-2)

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備				担当部局名	監督局 総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課 検査局総務課	
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要であり、そのためのルール整備等を行う。 【根拠】 預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感(平成17年4月1日大臣発言)、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針等	
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実				政策評価実施予定時期	平成30年6月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 [主要] 国際合意を踏まえた国内制度の整備	関連告示等の整備、IAIS(保険監督者国際機構)で検討されているICS(国際資本基準)の進展を視野に入れた対応の検討	29年度	金融機関の健全性を確保するため、国際合意を踏まえ、継続的に関連告示等の整備を行うことが必要であることから、指標を設定した。また、保険会社については、ICSVersion1.0の公表等、国際的な検討の進展があり、今後、対応の検討を本格化させる必要があるため、目標を設定した。				
2 [主要] 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	金融システムの混乱の回避	29年度	金融システムの安定性を確保するためには、必要な措置等を実施し、金融危機を未然に防止することが重要であるため、指標を設定した。				
3 名寄せデータの精度	預金保険機構との連携による名寄せデータ整備状況の検証	29年度	預金保険機構との連携による名寄せデータの整備状況を検証することが、預金取扱金融機関の名寄せデータの精度の維持・向上につながることから、指標を設定した。				
事務事業に関連する予算等の項目	予算額計(執行額)				関連する指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)			
(1) 金融危機管理経費	42 (-)	42 (-)	10	10	2	預金保険法に定める資本増強の措置における優先株式等の引受けにあたり、優先株式の商品性等高度な専門知識を必要とする事項について、外部専門業者に委託するためのもの。	0002
施策の予算額・執行額	42 (-)	42 (-)	10	10	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし。	

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(施策 I - 3)

<p>施策名</p>	<p>金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>			<p>担当部局名 監督局 総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、銀行第一課、銀行第二課、地域金融企画室、地域金融機関等モニタリング室 総務企画局市場課</p>
<p>施策の概要</p>	<p>金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促す。</p>			<p>目標設定の考え方・根拠 人口の減少や高齢化の進展、世界的な金利トレンドの変化や、情報技術の革新など、金融業を取巻く環境は大きく変化しており、横並びで単純な量的拡大競争に集中するような金融機関のビジネスモデルは限界に近づいている。 金融機関が、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するという好循環を実現するためには、金融仲介機能を十分に発揮することが必要である。 【根拠】 平成29事務年度 金融行政方針(平成29年11月10日公表)、未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成26年12月27日閣議決定)、好循環実現のための経済対策(平成25年12月5日閣議決定)、日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)、平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)等</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること</p>			<p>政策評価実施予定時期 平成30年6月</p>
<p>測定指標</p>	<p>基準値 基準年度</p>	<p>目標値 目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 貸出態度判断D. I.</p>	<p>20 29年3月</p>	<p>前年同期(29年3月)の水準を維持 30年3月</p>	<p>中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果把握するため、指標を設定した。</p>	
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>[主要] 2 質の高い金融仲介機能の発揮</p>	<p>金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進</p>	<p>29年度</p>	<p>金融機関における金融仲介機能の発揮にかかる取組みについて、企業側の評価を含め実態把握に努めるとともに積極的な取組みを促すため、指標を設定した。</p>	
<p>3 開示の促進等を通じた良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現</p>	<p>金融仲介機能の発揮状況について、金融機関による「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的指標等の積極的かつ具体的な開示の促進及び金融機関の事業性評価に基づく融資や本業支援等の組織的・継続的な優良な取組の公表・表彰</p>	<p>29年度</p>	<p>金融機関が顧客本位の取組みについて十分な情報提供を行うことは、顧客が自らのニーズや課題解決に応えてくれる金融機関を主体的に選択することを可能にし、ひいては、良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争の実現が期待されるため、指標を設定した。</p>	

4	「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着	「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関との対話による「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を促進	29年度	「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則である。本ガイドラインの積極的な活用により、経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては、中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出されることが期待されるため、指標を設定した。
5	金融機能強化法の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表	29年度	将来を見据えた資本基盤の充実・強化を図ること及び国の資本参加を受けた金融機関に対して適切なフォローアップを実施することは、金融機関の健全性確保にも寄与すると考えられるため、指標を設定した。
6	ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進	金融機関のビジネスモデルの変革等を通じた経営基盤やガバナンスの強化に向けた取組の促進	29年度	地域金融機関について、地域における人口減少等の継続を踏まえ、将来にわたって健全性を維持し適切な金融仲介機能を発揮することができるよう、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて具体的かつ有効な取組を促すため、指標を設定した。

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)				
(1) 関係機関等との連携強化に必要な経費	4 (3)	4 (4)	4	5	2	・本庁職員が直接各財務(支)局等へ中小企業金融円滑化の指導等を行うとともに、中小企業金融等のきめ細かな実態把握のためのヒアリングを実施。 ・当庁から各財務局等が実施する地域密着型金融に関する会議への参加。	—	
(2) 地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費	—	—	18	18	2	地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮に係る取組みについて、企業側の認識・評価について、企業に対して、広くアンケートを実施。	0003	
(3) 金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費	—	—	—	3	2	融資先企業へのヒアリングや金融機関へのモニタリング等を通じて得られた事実を踏まえ、金融仲介のあるべき姿等について外部有識者に議論していただくため、会議を開催。	0003	
(4) 円滑化法の期限到来を踏まえた中小企業等への支援に関する経費	—	—	—	—	2	金融機関による中小企業の事業再生・新規開業等に係る支援策、成長が見込まれる企業へのエクイティ資金の供給などの効果的な経営支援手法について調査研究等を実施するとともに、当該調査研究の成果を周知、情報交換を実施するための勉強会、セミナーを各地域で開催する。	—	
(5) 円滑な金融仲介機能の発揮の支援に関する経費	19 (17)	—	—	—	2	金融機関が創業・新規事業等の支援を行うに当たって、目利き能力等の向上のために必要な事業性評価のスキルや起業家が抱える実務的課題等について調査研究等を実施	—	
(6) 地域金融機関による中小企業の事業承継支援等に関する調査・研究に必要な経費	—	18 (12)	—	—	2	後継者不足等により事業継続が困難となった中小企業において、その事業承継が大きな課題の1つとなっており、こうした課題等について調査研究等を実施	0003	
(7) 金融機能強化法に基づき資本増強の審査等に必要な経費	51 (5)	50 (4)	15	15	5	金融機能強化法に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。	0003	
施策の予算額・執行額	74 (25)	72 (20)	37	41		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) ・未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定) ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成26年12月27日閣議決定) ・日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)		

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(施策Ⅱ-1)

<p>施策名</p>	<p>利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>		<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 政策課、政策課総合政策室、企画課、市場課 監督局 総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融会社室、 総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保 険課、 証券課 検査局 総務課</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みや、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み、退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組みを行う。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関等に対する取組みを推進する必要がある。 【根拠】 ・金融経済教育研究会報告書(平成25年4月30日公表) ・消費者教育の推進に関する基本的な方針(25年6月28日閣議決定) ・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日公表) ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)(26年6月12日公表) ・消費者基本計画(27年3月24日閣議決定) ・未来への投資を実現する経済対策(28年8月2日閣議決定) ・未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—(29年6月9日閣議決定) ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること。</p>			<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年6月</p>
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>1 [主要] 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況</p>	<p>金融機関による取組みの「見える化」の促進に向けた各種施策の実践</p>	<p>29年度</p>	<p>金融機関における顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、取組みの「見える化」を促進することが重要であるため、「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択数を参考指標として選定した。</p>		
<p>2 [主要] 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み状況</p>	<p>①NISA制度関連の税制改正要望提出 ② NISA制度の周知、広報活動の拡充</p>	<p>29年度</p>	<p>NISA制度の普及促進に向けた取組みについて、施策の実施状況を直接的・定性的に評価するために、引き続き「NISA制度関連の制度改正要望提出」及び「NISA制度の周知、広報活動の拡充」を選定した。なお、平成30年1月よりつみたてNISAが導入されることから、その利用動向の一端を示す口座開設数を参考指標として設定した。</p>		
<p>3 退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討状況</p>	<p>退職世代等の様々な状況に適した資産の有効活用について検討</p>	<p>29年度</p>	<p>世帯主が60歳以上の世帯が家計金融資産の6割以上を保有している中、退職世代等の様々な状況を踏まえ、金融資産の運用・取り崩しをどのように行い、幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのかを検討することが重要であるため、指標を設定した。</p>		
<p>4 利用者の利便を向上させるための取組み</p>	<p>①障がい者や高齢者の利便性向上に向けた取組みの実施(各金融機関に対するアンケート調査の公表等) ②定期的に海外発行カード対応ATMの整備状況のフォローアップを行う</p>	<p>29年度</p>	<p>金融サービス利用者の安全性・利便性がより一層図られるためには、金融機関の取組みを継続的にフォローアップしていくことが重要であるため、指標を設定した。</p>		

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)			
5 [主要] 最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み状況	最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みの実施			29年度	効率的・効果的に金融経済教育を推進する観点から、最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みを測定指標として選定した。		
(1) 国民の資産形成向上のための普及啓発関係経費	-	-	45	-	2	投資教育のための経費	0007
(2) 金融経済教育推進のための有識者会議等運営経費	-	-	-	15	2	有識者会議の運営等経費	0007
(3) 金融税制調査等経費	10 (6)	11 (9)	11	11	2	金融資本市場の活性化のための税制面の環境整備に向けた委託調査、及び海外への実地調査	0006
(4) 金融税制広報費	4 (2)	-	-	-	2	NISA等に係る周知・広報	0006
(5) NISAに関する広報等経費	-	14 (8)	14	13	2	NISA等に係る周知・広報	0006
(6) 金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費	12 (9)	12 (9)	11	11	5	パンフレット等の作成・印刷・配布経費	0007
(7) 金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	2 (0.8)	3 (2)	3	4	5	シンポジウム等の開催経費	0007
(8) 金融知識普及施策奨励経費	0.2 (0.2)	0.2 (0.2)	0.2	0.2	5	金融知識普及功績者表彰に関する経費	0007
(9) 金融経済教育の推進のための経費	-	-	5	5	5	教材作成のための経費	0007
(10) 金融経済教育推進のための調査研究等経費	-	-	-	2	5	海外の取組み状況を調査研究するための経費	0007
施策の予算額・執行額	28.2 (18)	40.2 (28.2)	89.2	61.2	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育研究会報告書(25年4月30日公表) 消費者教育の推進に関する基本的な方針(25年6月28日閣議決定) 金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日公表) 金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)(26年6月12日公表) 消費者基本計画(27年3月24日閣議決定) 未来への投資を実現する経済対策(28年8月2日閣議決定) 未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—(29年6月9日閣議決定) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号) 	

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(施策Ⅱ-2)

<p>施策名</p>	<p>利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>		<p>担当部局名</p>	<p>監督局 総務課監督調査室、総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課 総務企画局 企画課調査室、企画課信用制度参事官室、企画課ADR室、企業開示課、政策課金融サービス利用者相談室、 検査局総務課 証券取引等監視委員会総務課</p>
<p>施策の概要</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組むこととしている。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。 これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日) ・多重債務問題改善プログラム(19年4月20日多重債務者対策本部決定) ・預貯金者保護法、振り込み詐欺救済法、消費者基本計画(27年3月24日) ・顧客本位の業務運営に関する原則(29年3月30日) ・ギャンブル等依存症対策の強化について(29年8月29日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定) ・少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議報告書(29年9月14日)等</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年6月</p>
<p>測定指標</p>	<p>基準値 基準年度</p>	<p>目標値 目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 [主要] 利用者保護のための制度整備の進捗状況</p>	<p>所要の政令・内閣府令の整備等</p>	<p>29年度</p>	<p>引き続き、利用者保護に向けた制度整備を図ることが重要であるため。</p>	
<p>2 [主要] 預金取扱金融機関における更なる態勢整備</p>	<p>必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う</p>	<p>29年度</p>	<p>金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。</p>	

<p>[主要] 3 保険会社等における更なる態勢整備</p>	<p>「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組みをモニタリングし、分かりやすい情報提供等を通じ、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していく</p>	<p>29年度</p>	<p>金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、「顧客本位の業務運営に関する原則」の取組方針を策定・公表した保険会社等の取組みを定着させ、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくとともに、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行うための態勢整備が図られることが重要であるから、そうした観点から保険会社を指導・監督していくことを測定指標として選定した。</p>
<p>[主要] 4 金融商品取引業者等における更なる態勢整備</p>	<p>必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う</p>	<p>29年度</p>	<p>金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。</p>
<p>[主要] 5 貸金業者における更なる態勢整備</p>	<p>必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う</p>	<p>29年度</p>	<p>資金需要者等の保護が図られるためには、貸金業者において法令等遵守態勢を含めた態勢が適切に整備されることが重要であることから、そうした態勢整備が適切に行われるよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。</p>
<p>[主要] 6 前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備</p>	<p>必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う</p>	<p>29年度</p>	<p>金融サービスの利用者保護が図られるためには、前払式支払手段発行者及び資金移動業者において法令等遵守態勢を含めた態勢が適切に整備されることが重要であることから、そうした態勢整備が適切に行われるよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。</p>
<p>[主要] 7 無登録業者に対する適切な対応</p>	<p>無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う</p>	<p>29年度</p>	<p>無登録業者等による未公開株投資詐欺等の被害未然防止のためには、国民への注意喚起や個別業者への適切な対応を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。</p>

8	[主要] 法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の勧告の実施状況	「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行(28年3月)により、新たに行政処分権限が備わったことから、検査・監督対応において法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行うよう努める		29年度	適格機関投資家等特例業務届出者による法令違反行為や無登録でファンド販売等に係る被害未然防止のためには、国民への注意喚起や個別業者への適切な対応を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。	
9	相談室相談員の研修受講状況	5回	28年度	5回	29年度	金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員に対し研修を継続して実施する必要があることから、測定指標として選定し、前年度実績を維持し継続して行う必要があると考える。
10	金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況	2回	28年度	2回	29年度	金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行うために、金融トラブル連絡調整協議会の定期的な開催が必要となるため。 23年2月開催の金融トラブル連絡調整協議会において、委員間で半年に1回程度のペースにて開催することについて合意された。
11	財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数(延べ数)	650回	28年度	650回	29年度	「多重債務問題改善プログラム」において、国は自治体における取組みのバックアップをすることとされており、各財務局に管内自治体の相談員等向けの研修を通じて、自治体の相談体制の強化を図ることが重要であることから、測定指標として選定した。
12	財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況	99%	28年度	99%	29年度	「多重債務問題改善プログラム」を踏まえ、国及び自治体の多重債務相談窓口の整備・強化を図る必要があることから、測定指標として選定した。
13	多重債務者向け相談窓口と精神衛生福祉センター等の専門機関との連携状況	ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながりよう連携の構築等を図る。		29年度	ギャンブル等依存症対策を多重債務対策にもつなげるためには、それぞれの相談窓口等が適切に連携すること等が重要であることから、測定指標として選定した。	
14	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う。		29年度	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の一層の向上に向けた取組みが重要であることから、そうした取組みを促すよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。	
15	不正利用口座への対応状況	金融機関において利用停止等の措置を実施。		29年度	振り込み詐欺など他人の財産を害する犯罪の被害の防止のためには、金融機関が口座不正利用に伴う利用停止等の措置を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。	
16	振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況	振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組みを促す。		29年度	振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組みを促すことが重要であるから、測定指標として選定した。	

17	多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況	相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う。		29年度	「多重債務問題改善プログラム」において、国は相談窓口の周知に努めることとされていることから、多重債務者及び多重債務に陥る可能性のある者が相談窓口を確実に認知できるよう、インターネット広告等をはじめとする広報媒体の多様化や、多重債務者相談強化キャンペーンにおける集中的な広報活動等を行うことにより、効果的な広報活動に努める必要があるため、選定した。			
18	財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況	相談窓口の整備・強化のための取組みを進めていく		29年度	「多重債務問題改善プログラム」において、国及び自治体の多重債務相談窓口の整備・強化を図ることとされていることから、相談窓口における相談件数を測定することにより相談状況を把握し、引き続き相談窓口の整備・強化のための取組みを進めていくことが重要であると考えため、選定した。			
事務事業に関連する予算等の項目		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
		26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)				
(1)	貸金業務取扱主任者登録に必要な経費	7 (2)	16 (7)	6	4	5	貸金業主任者登録を行う際に、申請者の本籍所在地の市区町村及び東京地方検察庁に対し、犯歴照会を行うもの。	0004
(2)	貸金業者情報検索サービス運用経費	8 (8)	8 (8)	10	5	5	金融庁ウェブサイトにおいて、貸金業法に基づき登録を受けている財務局・都道府県登録の貸金業者の登録を検索できるサービス。	0004
(3)	検査等一般事務費【再掲】	-	-	-	-	7.8	金融商品取引業者などに対する証券検査や無登録業者等に対する裁判所への申立てのための調査を行うもの。	-
(4)	証券取引等監視経費(課徴金調査等経費)【再掲】	-	-	-	-	7.8	有価証券報告書等の虚偽記載に係る開示検査や無届募集に対する裁判所への申立てのための調査を行うもの。	-
(5)	証券取引等監視委員会一般事務費【再掲】	-	-	-	-	7.8	海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組みや海外当局への職員派遣による人材育成等を行うためのもの。	-
(6)	デジタルフォレンジック関連システム運用経費【再掲】	-	-	-	-	7.8	電磁的記録の保全・復元・解析等を行う作業(デジタルフォレンジック)を行うためのもの。	-
(7)	インターネット巡回監視システム運用経費【再掲】	-	-	-	-	7.8	インターネット上における特定の企業を標的とした証券取引に関連する悪質な情報等に対する監視を行うためのもの。	-
(8)	金融サービス利用者相談室職員に対し継続して研修を実施	0.4 (0.4)	0.5 (0.4)	0	0	9	金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員研修を継続して実施するもの。なお、経費については開発研修室一括計上をしている。	-
(9)	金融トラブル連絡調整協議会等の開催	0.4 (0.2)	0.4 (0.2)	0.4		10	金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。	0005
(10)	振り込め詐欺救済法に係る業務に関する経費	3 (3)	3 (3)	0	0	16	振り込め詐欺救済法に係る制度の広報の実施。	0005
(11)	改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	9 (8)	9 (8)	8		17	多重債務者相談窓口周知のためのポスター及びリーフレットの作成及び配布、インターネット広告の実施。	0005
施策の予算額・執行額		29 (22)	37 (27)	24		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		特になし

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(施策Ⅲ-1)

<p>施策名</p>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p>		<p>担当部局名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局 総務企画局 総務課審判手続室、市場課、 監督局証券課 検査局総務課</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、よりフォワード・ルッキングな観点からの市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正に対処する。また、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的なモニタリングの実施により実態を把握した上で、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行う。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護を図る。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。 【根拠】 ・金融商品取引法第26条、第51条、第56条の2、第177条、第210条 等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期) ・証券モニタリング基本方針 ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針</p>		
<p>達成すべき目標</p>	<p>市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること</p>			<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年6月</p>	
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>			
<p>[主要] 1 フォワード・ルッキングな観点からの市場監視</p>	<p>市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を実施する</p>	<p>29年度</p>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、マクロ経済情報の収集・分析を踏まえた、フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。</p>			
<p>[主要] 2 海外当局との連携</p>	<p>海外当局との間で、情報交換やクロスボーダー取引等に係る法執行面での連携を更に強化していく</p>	<p>29年度</p>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、海外当局との間で、情報交換やクロスボーダー取引等に係る法執行面での連携を更に強化していくことが重要であることから、測定指標として選定した。</p>			
<p>[主要] 3 幅広い情報収集・効果的な取引審査の実施</p>	<p>市場監視の空白を作らないよう、幅広く情報を収集・分析し、効果的な取引審査を実施する</p>	<p>29年度</p>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、市場監視の空白を作らないよう、幅広く情報を収集・分析し、効果的な取引審査を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。</p>			
<p>[主要] 4 迅速・効率的な取引調査の実施</p>	<p>不公正取引等が大型化・複雑化している中で、より迅速・効率的な取引調査を実施する</p>	<p>29年度</p>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、不公正取引等が大型化・複雑化している中で、より迅速・効率的な取引調査を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。</p>			

5	[主要] 迅速・効率的な開示検査の実施	正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査を実施する	29年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。
6	課徴金制度の適切な運用	我が国市場の公平性・透明性の確保に向け、課徴金制度を適切に運用する	29年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用することが重要であることから、測定指標として選定した。
7	[主要]効果的な犯則調査の実施	重大・悪質な不公正取引等について、犯則調査の権限を行使し、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応する	29年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、不公正取引等のうち重大で悪質なものについて、犯則調査権限を行使し、関係機関とも連携の上、的確な刑事告発を行う等、厳正に対応することが重要であることから、測定指標として選定した。
8	[主要]金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的なモニタリングの実施	金融商品取引業者等の規模・特性等を踏まえつつ、効率的かつ効果的なモニタリングを実施する	29年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、金融商品取引業者等の規模・特性等を踏まえつつ、効率的かつ効果的なモニタリングを実施することが重要であることから、測定指標として選定した。
9	根本原因の究明・指摘	法令違反等が認められた場合、根本的な原因を究明・指摘し、再発防止に繋げる	29年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、法令違反等が認められた場合、その根本原因的な追求・指摘を通じて、再発防止に繋げていくことが重要であることから、測定指標として選定した。
10	市場規律強化に向けた取組み	効果的な情報発信や市場環境整備に向けた積極的な貢献を通じて、市場規律強化に向けた取組みを行う	29年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、効果的な情報発信や市場環境整備に向けた積極的な貢献を通じて、市場規律強化に向けた取組みを行うことが重要であることから、測定指標として選定した。
11	市場監視におけるITの活用(RegTech)	市場監視システムにおけるITの更なる活用を推進していく	29年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、市場監視システムにおけるITの更なる活用を推進していくことが重要であることから、測定指標として選定した。
12	自主規制機関・関係団体等との適切な連携	自主規制機関と必要な協議・検討を行う	29年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、自主規制機関・関係団体等と適切な連携を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)			
(1) 証券取引等監視委員会一 般事務費	19 (6)	18 (13)	21	33	2	・海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組みや海外当局への職員派遣による人材育成等を行うためのもの。	-
(2) 証券取引等監視経費 (証券取引審査経費)	0.8 (0.7)	1 (0.6)	1	2	3	・金融・資本市場に関する様々な情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引について取引審査を行うためのもの。	-
(3) インターネット巡回監視シ ステム運用経費	15 (12)	14 (14)	13	12	3,4,5,7,8	・インターネット上における特定の企業を標的とした証券取引に関連する悪質な情報等に対する監視を行うためのもの。	0008
(4) 情報収集・分析態勢強化 経費	17 (15)	11 (11)	14	17	3	・問題事案の早期発見や投資家被害の拡大防止のため、一般投資家等から幅広く情報収集するためのもの。	0008
(5) 証券取引等監視経費 (課徴金調査等経費)	49 (28)	46 (33)	39	42	4,5	・相場操縦、内部者取引といった不公正取引や有価証券報告書等の開示書類の提出者等に対する調査・検査を行うためのもの。	-
(6) 課徴金制度関係経費	3 (4)	3 (2)	3 (0.7)	3	6	・金融商品取引法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するためのもの。	0009
(7) 証券取引等監視経費 (犯則調査経費)	86 (29)	80 (29)	59	48	7	・不公正取引等のうち重大で悪質なものについて厳正に対応するため、犯則調査を行うためのもの。	-
(8) 情報収集・分析ツール運用 経費	6 (7)	7 (7)	-	-	5	・効率的かつ効果的な検査を実施するため、検査先の選定等に当たり、多様な情報源から情報を収集するためのもの。	0008
(9) デジタルフォレンジック関 連システム運用経費	26 (25)	49 (43)	45	64	4,5,7,8	・電磁的記録の保全・復元・解析等を行う作業(デジタルフォレンジック)を行うためのもの。	0008
(10) 検査等一般事務費	27 (24)	27 (8)	27	22	8	・金融商品取引業者などに対する証券検査を行うためのもの。	-
施策の予算額・執行額	249 (150)	256 (161)	222	243	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	特になし	

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(施策Ⅲ-2)

<p>施策名</p>	<p>企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施</p>		<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 企業開示課、IFIAR常設事務局設立準備室、総務課審判手続室 公認会計士・監査審査会</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。こうした観点に立って、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う。 【根拠】 ・「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定) ・「日本再興戦略2016」(28年6月2日閣議決定) ・「平成29事務年度 金融行政方針」(29年11月10日公表) ・金融審議会「市場ワーキング・グループ フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告-投資家への公平・適時な情報開示の確保のために-」(28年12月7日) ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(28年4月18日) ・企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(25年6月19日) ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(28年3月8日)</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること</p>			<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年6月</p>
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>1 [主要] 企業情報の開示・提供のあり方についての検討状況</p>	<p>金融審議会において検討</p>	<p>29年度</p>	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ適時な分かりやすい提供や、建設的な対話に資する情報開示の促進のため、金融審議会において総合的な検討を行う必要があることから、測定指標として設定した。</p>		
<p>2 「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行のための制度整備状況</p>	<p>フェア・ディスクロージャー・ルールに係る所要の政令・内閣府令等の整備</p>	<p>29年度</p>	<p>企業による公平な情報開示を確保するため、フェア・ディスクロージャー・ルールに係る関係政府令の整備を行う必要があることから、測定指標として選定した。</p>		
<p>3 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(28年4月18日)を踏まえた取組の進捗状況</p>	<p>報告書を踏まえた必要な取組を実施</p>	<p>29年度</p>	<p>企業の情報開示の質の向上のため、引き続き、ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえた取組を行う必要があることから、測定指標として設定した。</p>		
<p>4 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための実施状況</p>	<p>ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施</p>	<p>29年度</p>	<p>市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断を行うために必要な正確な情報を得ることができるよう、引き続き、金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保していくことが重要であることから、測定指標として選定した。</p>		

5	[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上	国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進	29年度	企業の財務情報が企業活動を適正に反映したものとなるよう、引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。		
6	[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況	監査報告書の透明化について、企業会計審議会における具体的な検討及び海外監査監督当局との連携強化	29年度	適正な会計監査の確保のため、態勢整備に向けた取組を行う必要があることから、測定指標として選定した。		
7	[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施	29年度	適正な会計監査を確保するためには、公認会計士・監査法人等に対して、適切な検査・監督を実施する必要があることから、測定指標として選定した。		
8	優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況	優秀な会計人材確保に向けた取組を実施	29年度	優秀な会計人材確保に向けて、各種の広報活動を実施することが重要であると考えられることから、測定指標として選定した。		
測定指標		基準値	目標値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度			
9	有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)へのアクセス件数(月平均)。	20,000千件	28年度	20,000千件	29年度	投資者の投資判断に必要な有価証券の発行者の財務内容及び事業内容並びに有価証券を大量に保有されている状況を正確、公平かつ適時に開示することにより、今後ともEDINETの利便性の向上を図る必要があることから、月平均のEDINETへのアクセス件数を測定指標として選定した。

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)			
(1) 有価証券報告書等電子開示システム経費(運用)	-	-	199	517	9	平成29年3月に稼働した第4世代EDINETの安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。	0010
(2) 有価証券報告書等電子開示システム経費(開発)	188 (182)	83 (61)	-	92	9	EDINETの企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発や検討等を行うもの。	0010
(3) 制度改正等へ対応するための経費	14 (5)	13 (8)	11	11	9	金融商品取引法の企業内容等の開示に係る制度改正等に対応するために、EDINETのシステム改修を行うもの。	-
(4) 有価証券報告書等電子開示システム経費(開発・補正)	-	-	407	-	9	EDINETにおいて、コーポレート・ガバナンスに係る項目及びIFRS基準で作成された財務諸表等を効率的に2次利用するための対応等を行うもの(補正予算)。	0010
(5) 有価証券報告書等電子開示システム緊急整備経費	-	2185 (2166)	-	-	9	新たなセキュリティ侵害の増加を受け、EDINETにおける情報セキュリティ対策の一層の強化を図り、システムの安全性・安定性を高めることを目的とした対応を行うもの(補正予算)。	0010
(6) 有価証券報告書等電子開示システム経費(運用)	568 (568)	568 (568)	568	-	9	平成29年3月まで稼働していた第3世代EDINETの安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。	0010
(7) 公認会計士試験実施経費	74 (58)	76 (58)	68	72	8	公認会計士試験実施経費は、試験委員会議への出席に必要な旅費、問題作成等について試験委員に支給される手当、答案の採点等に係る諸謝金であり、試験を公正かつ確実に実施するために必要な経費。	0012
(8) 企業財務諸制度調査等経費	30 (29)	28 (26)	27	23	5	国際会計基準の議論に関しての動向等の常時把握、内容の調査分析、議論の場に参加しての我が国としての意見・立場の発信を行うもの。	0011
(9) 懲戒処分経費(参考人等旅費)	0.2 (0)	0.2 (0)	0.2	0.2	7	公認会計士・監査法人に懲戒処分等事由に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣(金融庁長官に委任)は、職権をもって、必要な調査をすることができる。本調査は、対象の公認会計士・監査法人のほか、参考人等に出頭を求めることもあり、その際の旅費を負担するために必要な経費。	-
(10) 課徴金制度関係経費	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1	7	公認会計士法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するために必要な経費。	0009
(11) 監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費	28 (20)	32 (20)	31	30	6.7	・公益又は投資者保護のため、監査事務所等に対し立入検査を実施する際に必要な経費(金融機関等検査旅費)。 ・国際会議に参加し、監査や検査に関する国際的な情報・意見交換を実施するほか、外国監査法人に対する検査等の準備のため、海外監査監督当局及び外国監査法人との打合せを実施するために必要な経費(職員旅費(外国旅費)、金融機関等検査旅費)。	-
(12) 諸外国における公認会計士・監査制度の実態調査経費	-	3 (1)	-	-	6.7	欧米主要国をはじめとする諸外国の公認会計士・監査制度を把握するために必要な経費。	-

施策の予算額・執行額					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定) ・「日本再興戦略2016」(28年6月2日閣議決定)
------------	--	--	--	--	-----------------------------------	--

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(施策Ⅲ-3)

<p>施策名</p>	<p>市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>		<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 企業開示課、市場課、政策課 監督局 銀行第一課</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>市場機能の強化に向けて、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組の支援、取引所外取引に係る市場関係者の適切な取組の促進、総合取引所の早期実現に向けた関係者への働きかけ等を行う。 信頼性の高い市場インフラの構築に向けて、清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す。 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(平成27年8月7日設置)等における議論・検討を通じて、コーポレートガバナンス改革の更なる深化を図っていく。 加えて「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定)を踏まえ、金融業の拠点開設サポートデスク(Financial Market Entry Consultation Desk)において、引き続き、東京都とも連携しつつ、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していくなど、グローバルな金融機関の集積による市場活性化を促進する。 【根拠】 ・「未来投資戦略2017」(29年6月9日 閣議決定) ・「平成29事務年度 金融行政方針」(29年11月10日公表) ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告(28年12月22日) ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 ・「『責任ある機関投資家』の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」(29年5月29日改訂) ・「コーポレートガバナンス・コード」(27年6月1日適用開始)</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること</p>			<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年6月</p>
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>1 [主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況</p>	<p>「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において必要な議論・検討を行う</p>	<p>29年度</p>	<p>企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス改革の深化が重要であるため指標を設定した。</p>		
<p>2 [主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への適切な対応</p>	<p>「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応</p>	<p>29年度</p>	<p>「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談に適切に対応し、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していくことが、東京国際金融センター構想を推進する観点で重要であることから測定指標として設定した。</p>		

3	市場機能強化に向けての施策の推進状況	決済期間短縮化、取引所外取引に係る関係者の適切な取組の促進、総合取引所の早期実現等の諸施策について関係者への働きかけ、取組の支援等を行う	29年度	市場機能強化のための制度・環境整備の一環として証券決済期間の短縮化に向けた市場参加者による取組の促進、取引所外取引に係る関係者の適切な取組の促進、総合取引所の早期実現に向けた取組の促進について、実施することが重要であるため指標を設定した。
4	清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況	清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す	29年度	信頼性の高い市場インフラの構築及び市場の利便性向上のため必要であることから測定指標として設定した。
5	金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況	全銀協TIBOR改革の内容が定着し、金融指標の信頼性・透明性が維持・向上されるよう、全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務が適正に実施されているか注視していく	29年度	金融指標の信頼性・透明性の維持・向上のため必要であることから測定指標として設定した。

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)				
(1) コーポレートガバナンスの更なる推進に係る事業	-	-	18	18	1	投資家側と会社側双方から、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上が促されるよう、「ステewardシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、コーポレートガバナンス改革の深化に向けて、必要な施策を議論・検討し、積極的な対外発信を行う。	0016	
(2) 店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム関連経費	26 (24)	40	40	28	4	平成22年5月に成立した金商法改正法により導入された店頭デリバティブ情報の報告・蓄積・分析制度に対応するためのシステム構築・運営を行うもの。	0014	
(3) 英語発信力強化のための経費	-	69	56	50	2	英語ワンストップ窓口において、当庁宛の海外からの問い合わせを一括で受け付けるための体制整備、金融関係法令やガイドラインをはじめとする主要な公表物の英語版の作成・公表等、英語発信力強化のための取組を行う。	0015	
(4) 活力ある金融・資本市場の実現に資する調査研究事業費	13 (8)	11 (0)	4 (4)	8	2	我が国金融・資本市場の競争力向上に向けて、世界の主要国際金融センターにおいて、立地競争力向上のために整備された制度や取組を把握するため、調査・研究を行うもの。	0015	
(5) 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組のための経費	-	-	-	0.2	3	不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け、関係省庁・業界団体等と連携しヘルスケア事業者向けの説明会を実施するもの。	0015	
施策の予算額・執行額	-	-	-	104		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「未来投資戦略2017」(29年6月9日 閣議決定)	

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(横断的施策-1)

<p>施策名</p>	<p>IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p>		<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 企画課信用制度参事官室、市場課、政策課、政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室 監督局 証券課 証券取引等監視委員会事務局 総務課</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>IT技術の進展等の環境変化の中で、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すると共に、市場の信頼確保や利用者の適切な保護を図ること</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>IT技術の進展等により、金融機関以外の主体が、従来金融機関が担ってきた機能を分解し、個別の機能に特化して提供(アンバンドリング)する動きや、顧客ニーズに即して複数の金融・非金融サービスを組み合わせて提供(リバンドリング)する動きが広がりつつある等、金融システムを取り巻く環境は、大きく変化している。また、フィンテックの進展は、足下、消費生活の高度化や資産形成の充実など、家計に変化をもたらし、企業については、決済の高度化とあいまって、川上(受発注から経理)から川下(決済や債権管理)までの企業の財務・決済プロセス全体をシームレスにIT処理できるようになれば、企業の活動の効率化・生産性向上につながる。フィンテックによる金融イノベーションの促進を通じて、利用者利便の向上や企業の成長力強化を実現し、我が国経済・金融の発展につなげていくことが重要である。</p> <p>その一方で、サイバー攻撃が金融システム全体に対する脅威の一つとなっている。</p> <p>また、仮想通貨はブロックチェーン技術など従来見られなかったIT関連技術が活用されており、仮想通貨交換業者においては、利用者保護等を図る上で、システム面を中心に高度な業務管理が求められるほか、仮想通貨価格の乱高下や仮想通貨の分岐など仮想通貨市場で様々な動きが見られており、仮想通貨を取り巻く環境が利用者にも与える影響等を把握することが重要である。</p> <p>さらに、日本の証券市場において、高速取引の影響力が増大している現状などを踏まえ、株式等の高速取引を行う者に対して登録制を導入し、体制整備・リスク管理や、当局への情報提供などの制度整備を行うことなどを内容とする「金融商品取引法の一部を改正する法律」(平成29年5月17日成立、同月24日公布)の施行に向け、所要の政令・内閣府令等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定) ・「規制改革実施計画」(27年6月30日閣議決定) ・金融審議会「決裁業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告-決済高度化に向けた戦略的取組み-」 ・「平成28事務年度 金融行政方針」(28年10月21日公表) ・金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告-オープン・イノベーションに向けた制度整備について-」(28年12月27日公表) ・金融審議会「市場ワーキング・グループ報告-国民の安定的な資産形成に向けた取組と市場・取引所を巡る制度整備について-」(28年12月22日公表) ・「平成29事務年度 金融行政方針」(29年11月10日公表) 等 	
<p>達成すべき目標</p>	<p>IT情報通信技術の進展等の環境変化の中で、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すると共に、市場の信頼確保や利用者の適切な保護を図ること</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年6月</p>	
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>1 [主要]IT技術の進展等に 対応した制度面での対応 についての検討状況</p>	<p>金融審議会において 審議予定</p>	<p>29年度～</p>	<p>IT技術の進展等に対応して、制度面での対応について着実に検討していく必要があるため。</p>		

2	XML電文に対応した新システムを利用する金融機関数	金融機関におけるXML電文化について、平成32年までのXML電文への全面的移行について、着実に取り組む。	29年度～	企業の財務・決済プロセス全体のシームレスなIT処理化やそれを通じた企業活動の効率化・生産性向上を実現するためには、商流情報が電子的に授受できる環境を整備することが重要であるため。				
3	[主要]オープンAPIを導入した金融機関数	80行	32年度	フィンテック等を通じた金融イノベーションを促進していくためには、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーション(連携・協働)を進めていくことが重要であるため。				
4	[主要] FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブで受け付けた相談への適切な対応	FinTechサポートデスクで受け付けた相談及びFinTech実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応	29年度	国内でのフィンテックの動きを前広に把握するとともに、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応していく必要があるため。				
5	金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数	80社	29年度	金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施し、多数の金融機関が参加することにより、参加金融機関及び金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げが図られると考えられるため、指標を設定した。				
6	情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施	29年度	内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と連携し、情報セキュリティに関する情報を金融機関に提供することが、金融機関の情報セキュリティ対策の向上に資すると考えられるため、指標を設定した。				
7	仮想通貨交換業者等に対する適切な対応	仮想通貨交換業者における更なる態勢整備の促進及び利用者に対する注意喚起の実施	29年度	仮想通貨はブロックチェーン技術など従来見られなかったIT関連技術が活用されており、仮想通貨交換業者においては、利用者保護等を図る上で、システム面を中心に高度な業務管理が求められるほか、仮想通貨価格の乱高下や仮想通貨の分岐など仮想通貨市場で様々な動きが見られており、仮想通貨を取り巻く環境が利用者に与える影響等を把握することが重要であるため。				
8	[主要] 「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行のための制度整備の進捗状況	所要の政令・内閣府令等の整備	29年度	株式等の高速取引への制度的な対応を図る観点から、「金融商品取引法の一部を改正する法律」(29年5月17日成立、同月24日公布)の施行に向け、所要の政令・内閣府令等を整備する必要があるため。				
事務事業に関連する予算等の項目		予算額計(執行額)		当初予算額	関連する指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号	
		26年度 (百万円)	27年度 (百万円)					28年度 (百万円)
金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費		-	13 (9)	45	65	5	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に官民一体となって取り組むことにより、金融システム全体の強靱性を向上させるための経費	0019
施策の予算額・執行額		—	13 (9)	45	65	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) ・「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定) ・「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)		

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(横断的施策-2)

<p>施策名</p>	<p>業務継続体制の確立と災害への対応</p>		<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 政策課、政策課金融サービス利用者相談室、総務課、総務課管理室 監督局</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求めると等により、業務継続体制の実効性の向上を促し、金融システム全体における業務継続体制の確立を目指す。 また、東日本大震災及び平成28年熊本地震への対応として、被災者の生活・事業の再生を支援していく。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組みを進める。また、大規模災害発生時に、金融サービス等の機能停止により、商取引に基大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。 東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、引き続き、被災地の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた支援をしていく。また、平成28年熊本地震への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、引き続き、被災者の生活・事業の再建を支援していく。 【根拠】 ・首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定) ・政府業務継続計画(首都直下地震対策)(26年3月28日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(25年6月7日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン(26年3月31日) ・主要行等向けの総合的な監督指針 ・平成29事務年度 金融行政方針(29年11月10日) ・東日本大震災からの復興の基本方針(23年7月29日)</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すこと 東日本大震災及び平成28年熊本地震による被災者の生活・事業の再建を支援すること</p>			<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年6月</p>
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>1 [主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み</p>	<p>「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施</p>	<p>29年度</p>	<p>業務継続体制の充実・強化のためには、業務継続計画等を継続的に検証し、必要に応じて見直すことが重要であるため。</p>		
<p>2 [主要] 災害等発生時に備えた訓練</p>	<p>金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施</p>	<p>29年度</p>	<p>関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直すことが重要であるため。</p>		

3	[主要] 業界横断の業務継続訓練の実施	訓練の実施	29年度	業界横断の業務継続訓練を毎年度実施することにより、態勢の実行性の向上を図るとともに、各行の対応状況を比較し、対応が遅れている銀行の底上げを図るため、指標を設定した。
4	個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	29年度	ガイドライン及び機構の積極的な活用により、東日本大震災による被災者(事業者及び個人)の事業・生活再建が図られ、ひいては、被災地域の本格的な復興に資することが期待されるため、指標を設定した。
5	金融機能強化法(震災特例)に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	金融機能強化法(震災特例)について活用の検討を促すとともに、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表	29年度	将来を見据えた資本基盤の充実・強化を図ること及び国の資本参加を受けた金融機関に対して適切なフォローアップを実施することは、金融機関の健全性確保にも寄与すると考えられるため、指標を設定した。
6	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報	29年度	当該ガイドラインの積極的な活用により、自然災害による被災者(事業者及び個人)の事業・生活再建が図られ、ひいては、被災地の復興に資することが期待されるため、指標を設定した。

測定指標	基準値		目標値		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	
7 「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」(フリーダイヤル)における相談等の受付状況等		28年度		29年度	相談件数は、当相談ダイヤルの稼働状況を示す一つの指標であることから測定指標とした。なお、目標値については、平成28年度の受付件数を勘案し設定した。

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)				
(1) 個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費	240 (43)	203 (14)	102	24	4	東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者(個人債務者)が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用して債務整理をする場合に必要となる弁護士等費用(報酬及び実費(郵送、交通、宿泊に要する費用))の補助。	復興特会 0023	
(2) 被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費(旅費以外)	23 (22)	20 (17)	17	7	4	東日本大震災の被災地における、被災者支援施策の周知・広報。	復興特会 0023	
(3) 被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費(旅費)	0.9 (1)	0.9 (0.2)	0.9	0.6	4	東日本大震災の被災地における、被災者支援施策の周知・広報に係る旅費。	復興特会 0023	
(4) 自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費	-	-	104	57	6	自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者(個人債務者)が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等(報酬及び実費(郵送、交通、宿泊に要する費用))の補助。	0020	

自然災害による被災者の (5) 債務整理支援に係る周知 広報に必要な経費	-	-	13	13	6	自然災害の被災地における、被災者支援施策の周知・広報に係る旅費。	0020
(6) 災害フリーダイヤル経費	-	-	0.05	2	7	平成28年熊本地震の被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等のお取引に関する相談に応じるための経費。	—
施策の予算額・執行額	-	-	-	103.6	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		特になし

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(横断的施策-3)

<p>施策名</p>	<p>その他の横断的施策</p>		<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 政策課、 総務課国際室、総務課情報統括室、 企画課 監督局 総務課</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>金融行政について、横断的に関係する施策の実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図る。 基本政策(政策Ⅰ～Ⅲ)に横断的に関係する施策の実施。</p>		<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。 また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するためのIT戦略策定の検討を進めるなど、横断的に関係する取組みを実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。 【根拠】 ・未来投資戦略2017(29年6月9日閣議決定) ・G20/ハンプルクサミット首脳声明(29年7月7日・8日採択) ・マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準(FA TF勧告)(平成24年2月策定) ・世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(29年5月30日閣議決定) ・サイバーセキュリティ戦略(27年9月4日閣議決定)</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>国際的な金融規制に関する対応及び当局間のネットワーク・協力の強化により、グローバル化した金融システムの安定と発展を確保し、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること</p>			<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年6月</p>
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>[主要] 1 国際的な金融規制に関する対応</p>	<p>最終化を迎えた国際的な金融規制改革の議論や、新たな金融システム上の国内外共通の課題に向けた経験や知見の共有に貢献する。</p>	<p>29年度</p>	<p>左記を確認することにより、国際的な議論への参画・貢献を通じた目標の達成状況を把握することができるため、測定指標として設定した。</p>		
<p>[主要] 2 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化</p>	<p>英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけを行うとともに、アジア新興国等に対する技術支援の強化等を図る。</p>	<p>29年度</p>	<p>左記を確認することにより、海外金融当局との連携や新興国に対する技術協力を通じた目標の達成状況を把握することができるため、測定指標として設定した。</p>		

3	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの公表、本ガイドラインを踏まえたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応状況に係るモニタリングの実施	実効的な態勢整備のための金融機関向けガイドラインの公表等を行う。更に、当局として、各金融機関・業態におけるマネー・ローンダリング等のリスクを分析・評価し、そのリスクに応じたモニタリングを行う。	29年度	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の未然防止のため、金融活動作業部会(FATF)に加盟し、各国と強調して対策を講じているところ、2019年に予定されている第4次FATF対日相互審査も見据え、官民双方の連携体制の整備を進める必要があるため。
4	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施	29年度	「規制改革実施計画」等に盛り込まれた規制・制度改革事項等について、検討を行い、規制・制度改革を推進する必要があるため。
5	ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る	29年度	・金融サービス提供者が、積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境を確保するためには、法令解釈等を速やかに確認できることが望ましく、当局としてこれを後押しする観点からも、ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応として、正確性のみでなく迅速性にも配慮した取り組みを行っていくことが有益であると考えられるため。
6	IT戦略(中期計画)の策定状況	当庁におけるIT戦略(中期計画)の策定	30年度	「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)において、政府情報システム改革等、これまで蓄積したノウハウを活かしつつ、官民データの流通等に資する新たな取組みを推進するため、「デジタル・ガバメント推進方針」(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)に基づき、平成30年上半期を目途に各府省庁における中長期の戦略的な計画を策定することとされているため。
7	情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 ・情報システム数の削減	12システム	30年度	「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速することとされている。これを受け「政府情報システム改革ロードマップ」では、2018年度(平成30年度)までに2012年度(平成24年度)に比べて情報システム数を半数近くまで削減することとされている。 本ロードマップに記載される当庁における情報システム改革後に存続する情報システム数(政府共通プラットフォームへ移行する情報システムを含む)を目標値として選定した。 「政府情報システム改革ロードマップ」(平成28年10月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)
8	情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 ・スタンドアロンコンピュータの台数削減	240台	30年度	「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速することとされている。これを受け「政府情報システム改革ロードマップ」では、スタンドアロンコンピュータについて、その台数の縮小を図ることとされている。 本ロードマップに記載される当庁における情報システム改革後のスタンドアロンコンピュータの台数を目標値として選定した。 「政府情報システム改革ロードマップ」(平成28年10月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)
9	情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施	情報セキュリティ対策推進計画に基づく、セキュリティ対策の実施	29年度	「サイバーセキュリティ戦略」において、政府機関の情報システムに係るセキュリティ水準の一層の向上が求められており、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の多層化及び多重化を一層進めるほか、サイバー攻撃等における対応について改善を図るなど、更なる取組みを推進するため、目標として選定した。

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)			
(1) 金融政策推進に必要な経費 ーアジアの金融インフラ整備支援事業(23年度) ーグローバル金融連携センター設置・運営(26年度)	119 (90)	169 (89)	133	161	2	・新興国に対して金融分野の技術協力を行うために必要な金融当局間協議・現地調査等に要する経費。 ・「グローバル金融連携センター」(GLOPAC)の運営(新興国の金融当局職員の受入や研修プログラムの提供)等に要する経費。	0018
(2) 経済協力に必要な経費 ー新興市場国を対象とした金融行政研修(10年度) ー国際開発金融機関協力経費(14年度)	113 (112)	119 (116)	124	131	2	・新興市場国の金融当局職員を対象とした研修の提供等に要する経費。 ・経済協力開発機構(OECD)・証券監督者国際機構(IOSCO)・保険監督者国際機構(IAIS)が実施する新興国との技術協力に要する経費(拠出金)。	0017
施策の予算額・執行額	232 (202)	288 (205)	257	292	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・日本再興戦略2016(28年6月2日閣議決定) ・G20杭州サミット首脳声明(28年9月4日・5日採択)	

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(金融庁の行政運営・組織の改革－1)

<p>施策名</p>	<p>金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化</p>		<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 政策課、政策課広報室、政策課研究開発室、総務課、総務課開発研修室、総務課情報統括室、企画課 検査局 総務課 監督局 総務課</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>金融を取り巻く内外の環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に継続的に貢献していくため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組み等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>人材の多様性を欠き、各種の意思決定が組織内部に長年在籍した者だけで行われる組織は、議論に視野の広がりを得られず、自己・現状肯定的な行動や国益に反して組織を守ろうとする行動が採られる恐れがある。 金融行政が、内閣、担当大臣の下、法律に基づき行われるとの枠組みの中で、金融行政の執行面において、有識者や外部からの意見や提言、批判、国際的な議論が金融行政に継続的かつ的確に反映されるための取組み等、金融庁自体のガバナンスの改善等を図る必要がある。 また、金融行政が直面する課題に的確に対応していくため、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する。 【根拠】 ・平成29事務年度 金融行政方針(平成29年11月10日) ・「金融モニタリング有識者会議報告書－検査・監督改革の方向と課題－」(29年3月17日)</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上と金融庁の総合政策機能の強化</p>			<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年6月</p>
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>[主要] 1 各種有識者会議の積極的活用</p>	<p>有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確な反映</p>	<p>29年度</p>	<p>有識者や外部からの意見や提言、批判、国際的な議論が金融行政に継続的かつ的確に反映されることが重要であり、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として新たに取り組むべき重要な課題についての議論を定期的実施することが必要であることから、左記測定指標を選定した。</p>		
<p>[主要]業務改善等に通曉した専門家による金融行政に対する外部評価の実施</p>	<p>外部からの意見等の金融行政への継続的かつ的確な反映</p>	<p>29年度</p>	<p>業務改善とガバナンスに通曉した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を毎年実施し、検査・監督などの金融行政の質の向上を図ることが重要であることから、左記測定指標を選定した。</p>		
<p>[主要] 3 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数</p>	<p>対前年度比増加</p>	<p>29年度</p>	<p>・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数の増加は、当庁の施策等についての関係者への広がり示すものと考えられる。このため、当該件数を測定指標として設定した。</p>		

4	[主要] 調査研究分析成果物の作成	金融行政の参考となる調査研究を実施し、調査研究分析の成果物を作成すること	29年度			・金融に関する様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を国内外に情報発信することは、学術的成果を金融行政へ導入・活用する上で、必要不可欠であると考えられることから、主要な指標として選定した。		
5	コンファレンス、勉強会等の定期的な開催、産・官・学の交流を図る機会を必要に応じて随時設定	コンファレンス、勉強会等を開催し、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図ること。	29年度			・コンファレンス、勉強会等を開催することで産・官・学の交流の機会を設定し、学術的成果の金融行政・実務への導入や活用、及び学会への金融行政・実務における問題・実情・関心事項のインプットという双方向での議論を行うことにより、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図ることは重要と考えられることから、指標として選定した。		
6	政策評価有識者会議等における金融の全体像についての包括的かつ将来の変化を見据えた議論の実施	金融上の課題の包括的検討	29年度			政策評価有識者会議をはじめ各種の有識者会議における議論や外部の専門家や研究者の知見を活用しながら、国民経済全体と金融との関連という切り口から、金融の全体像について包括的(holistic)かつ将来の変化も見据えて(forward-looking)検証していく必要があることから、左記測定指標を選定した。		
事務事業に関連する 予算等の項目		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
		26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)				
(1)	研究論文執筆関係経費 国際コンファレンス経費、 金融研究会関係経費	13 (8)	13 (1)	9 (2)	10	3	・諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等について、産官学を中心とした国際コンファレンスを開催。 ・庁内職員及び有識者を集め勉強会等を開催し、情報収集や議論を行う。 ・特別研究員等の調査・研究を研究成果報告書として取りまとめる。取りまとめた研究成果報告書については、研究をより有益なものへと高め、金融庁内外を問わず議論を喚起することが重要であることから、金融研究センターウェブサイトに掲載し積極的に情報発信を行う。	—
施策の予算額・執行額		13 (8)	13 (1)	9 (2)	10	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	特になし	

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(金融庁の行政運営・組織の改革-2)

<p>施策名</p>	<p>検査・監督の見直し</p>				<p>担当部局名</p>	<p>検査局 企画審査課</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために必要な、新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していく。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。 金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(最低基準(ミニマム・スタンダード)が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができていくか(ベスト・プラクティス))、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができていくか)と広げていくことが重要である。 こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表するとともに、必要な改革を計画的・組織的に進めていくことが必要である。 【根拠】 ・平成29事務年度 金融行政方針(平成29年11月10日) ・「金融モニタリング有識者会議報告書-検査・監督改革の方向と課題-」(29年3月17日)</p>		
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するため、検査・監督のあり方を見直すこと。</p>				<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年6月</p>		
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>					
<p>1 [主要]金融モニタリング有識者会議における提言を踏まえた、新しい検査・監督のあり方についての、考え方と進め方の具体的な整理や、個別の分野についての対話の材料の提供等の進捗状況</p>	<p>新しい考え方に沿った検査・監督の見直し</p>	<p>29年度</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために必要な新しい検査・監督の考え方と進め方について整理し、あわせて、新しい検査・監督において、ベスト・プラクティスを目指した対話を金融庁と金融機関との間で行うことが重要であるため、当該指標を設定した。</p>					
<p>事務事業に関連する予算等の項目</p>	<p>予算額計(執行額)</p>				<p>当初予算額</p>	<p>関連する指標</p>	<p>項目の概要等</p>	<p>平成29年 行政事業レビュー 事業番号</p>
<p>—</p>	<p>26年度 (百万円)</p>	<p>27年度 (百万円)</p>	<p>28年度 (百万円)</p>	<p>29年度 (百万円)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>特になし</p>		

平成29年度実施施策に係る事前分析表

金融庁29(金融庁の行政運営・組織の改革-3)

施策名	金融行政を担う人材育成等		担当部局名	総務企画局総務課
施策の概要	人材育成や職場環境の改善等を通じ、金融庁の組織文化の変革に取り組む。		目標設定の考え方・根拠	<p>金融を取り巻く環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に継続的に貢献していくためには、金融行政の質も不断に向上させていく必要がある。そのため、金融庁を職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく。</p> <p>【根拠】 ・平成29事務年度 金融行政方針(平成29年11月10日)</p>
達成すべき目標	職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく。		政策評価実施予定時期	平成30年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
1 [主要]職員の評価の見直しの実施状況	国益のためにチャレンジし、行動している職員が評価されるよう、評価のあり方等を見直す	29年度	・ 日々の業務において、「国益のためにチャレンジし、行動する」ことを職員に促すためには、職員の評価の在り方を見直す必要があることから、測定指標として設定した。	
2 [主要]職員の任用の見直しの実施状況	各職階に求められる能力(コンピテンシー)を明確化し、それに基づく能力主義の任用を進める	29年度	・ リーダーの育成を図るためには、各職階に求められる能力(コンピテンシー)を明確化した上で、能力主義の任用を進めるよう、任用のあり方も見直す必要があることから、測定指標として設定した。	
3 [主要]内部人材の能力向上及び外部専門人材登用の実施状況	専門家育成型の任用等による内部人材の能力向上に努めるとともに、外部専門人材の積極的な登用を図る	29年度	・ 金融庁全体の人材ポートフォリオとして専門性を確保していくためには、最先端の知見を常に組織に取り入れるべく、専門家育成型の任用等による内部人材の育成及び、外部専門人材の登用が必要であることから、測定指標として設定した。	
4 [主要]職員との将来のキャリアパスについての対話の実施状況	職員が自らの人材価値の向上を意識しながら日々の業務に取組み、職業人(プロフェッショナル)としての成長につなげることを支援する	29年度	・ 組織文化の変革を進める上では、職員が仕事へのやりがい・幸せを感じられる職場づくりが必要であり、そのためには職員との将来のキャリアパスについての継続的な対話を重ねていくことが重要であることから、測定指標として設定した。	
5 [主要]職員のワークライフバランス推進の実施状況	超過勤務の縮減及び業務の効率化を進める	29年度	・ 組織文化の変革を進める上では、職場環境の改善も重要であり、そのためにはワークライフバランス推進が必要であることから、測定指標として設定した。	
6 [主要]多面的な人事評価の実施状況	能力主義・成果主義を重視し、「頑張り、結果を出した人」が正当に評価されるよう、多面的な評価を行う	29年度	・ 組織文化の変革を進める上では、どれだけ長く働いたかではなく、どれだけ成果を挙げたかによって、「頑張り、結果を出した人」を正当に評価する必要があり、そのためには能力主義・成果主義を重視した多面的な人事評価を行う必要があることから、測定指標として設定した。	

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)			
—	—	—	—	—	—		—
施策の予算額・執行額	—	—	—	—	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	特になし	